

## 水銀・鉛基準値超過処理飛灰の処理状況について

	新田清掃センター		亀田清掃センター
	① 埋め立てた鉛基準値超過の処理飛灰	② センター内保管の水銀・鉛基準値超過の処理飛灰（埋立前）	埋め立てた水銀基準値超過の処理飛灰
概要	<p>処理飛灰(※)中の鉛が、埋立ての法令基準値（溶出量）を超過</p> <p>※重金属溶出防止のため薬剤処理した飛灰(バグフィルターの除去灰)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定値：5.3mg/L（基準値：0.3mg/L）</li> <li>埋立済みの処理飛灰を検査し、基準値超過分の処理飛灰は掘り起し、新田清掃センター敷地内に保管</li> </ul> <p><b>処理方法</b>：当初、保管処理飛灰は再焼却処理を行ったが、焼却量が少量で処理が進まないなどのため、旧焼却施設に設置した仮設薬剤処理設備で再処理し、基準値以下を確認後に第4赤塚埋立処分地に埋立処分を実施済（運営会社が実施）</p> <p><b>処理量</b>：2,129.16ト（第3：604.58ト、第4：1,524.58ト） （内、再焼却処理：39.49ト）</p>	<p>左記①の鉛の基準値超過後は、処理飛灰をセンター内（スラグヤード）に一時保管、溶出検査を実施し、基準値以下を確認した後に埋立処分。基準値超過した処理飛灰はスラグヤードに継続保管（その後、旧焼却施設で保管）</p> <p><b>処理方法</b>：当初、基準値超過飛灰は再焼却処理を行ったが、その後、民間施設（県外）で処理を行うため、センターから搬出して熔融処理を実施済（運営会社が実施）</p> <p><b>処理量</b>：再焼却処理：約270ト（鉛） 県外処理：鉛88.63ト、水銀90.48ト</p>	<p>処理飛灰中の水銀が、埋立ての法令基準値（溶出量）を超過</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定値0.0057mg/L（基準値：0.005mg/L）</li> <li>埋立済みの処理飛灰を検査し、基準値超過を確認したが、センター内に保管場所がないため、現在、埋立物上部をシートで覆い、溶出防止に努めている。</li> </ul> <p><b>処理方法</b>：民間施設での処理を検討中、7月に発注予定</p> <p><b>処理量（推定）</b>：亀田第3 約1,300ト、太夫浜 約350ト</p>
経緯と対応	<p>H24.5.10 ・4月25日採取の処理飛灰の溶出検査（市検査）で鉛の基準値超過が判明（検査 運営会社：年4回、市：年2回）</p> <p>5.18 ・第3、第4赤塚埋立処分地の放流水質の検査依頼（5.11）をし、結果は両施設とも0.01mg/L未満で、基準値以下（基準値：0.1mg/L以下）。※放流水は未停止</p> <p>5.31～ ・第3、第4赤塚で前回検査以降に埋め立てた処理飛灰の検査を区画ごとに実施した結果、 第3：37区画中、2区画で超過（測定値：0.63mg/L） 第4：18区画中、11区画で超過（測定値：1.4～12mg/L）</p> <p>6.19～ ・超過した区画の埋立物（覆土等含む）を掘起し、センター内に保管。（第4は、超過が11区画であったが、超過区画の割合及び溶出濃度が高いことから、全18区画の掘起しを実施）</p> <p>7.9～ ・再焼却処理を実施</p> <p>H25.3.28 ・旧焼却施設内に仮設薬剤処理設備を設置、保管飛灰の再処理～6.1を実施。再処理後の飛灰は溶出検査後、第4赤塚に埋立処分6月1日までに全量再処理・埋立処分完了</p>	<p>H24.9.3 ・8月24日採取の保管処理飛灰の溶出検査（運営会社検査）で鉛の基準値超過が判明 測定値：0.49mg/L（基準値：0.3mg/L） その後、2回（10.2と11.14）の基準値超過を確認 →9.3と10.2の基準値超過処理飛灰は、再焼却処理を実施</p> <p>10.25 ・10月18日採取の保管処理飛灰で水銀の基準値超過が判明 測定値：水銀溶出検査結果：0.0097mg/L（基準値：0.005mg/L）</p> <p>H25.3.5 ・再焼却処理以外の水銀・鉛基準値超過処理飛灰をフレコンバッグに詰めて旧焼却施設への移動・保管</p> <p>3.23～ ・11.14の鉛基準値超過飛灰を搬出（業者の保管庫へ）</p> <p>4.15～ ・水銀基準値超過飛灰を搬出（業者の保管庫へ）</p> <p>6.8 ・業者の保管庫から処理施設へ輸送（船舶） ※処理施設：三池製錬(株)（福岡県大牟田市） 処理方法：熔融処理</p>	<p>H24.7.5 ・6月11日採取の処理飛灰の溶出検査（市検査）で水銀の基準値超過が判明</p> <p>7.25～26 ・亀田第3、太夫浜埋立処分地（3期）の放流水質の検査依頼（7.19）し、測定結果は両施設とも0.0005mg/L未満で、基準値以下（基準値：0.005mg/L以下） ※放流水は7月20日に停止。検査結果確認後、放流再開。</p> <p>10.31～ ・亀田第3、太夫浜埋立処分地（3期）で前回検査以降に埋め立てた処理飛灰の検査を区画ごとに実施した結果、 亀田第3：42区画中、13区画で超過（測定値：0.053～0.013mg/L） 太夫浜：20区画中、2区画で超過（測定値：0.0084～0.017mg/L）</p> <p>H25.4～ ・業者選定等の作業</p> <p>8月～ ・処理飛灰の掘起こし、袋詰め及び保管</p> <p>9月～ ・県外処理施設へ搬出・処理</p>
原因	搬入ごみ中の鉛含有量が増加したものと考えられる。	鉛：左記のとおり 水銀：鉛の溶出防止のため、薬剤を過剰に添加したことが原因であると 考えられる。	平成24年4月からの燃やさないごみの自己搬入規制緩和などに伴い、搬入ごみ中の水銀含有量が一時的に増加したものと考えられる。
再発防止策等	水銀、鉛を含む製品の分別徹底を市民及び排出事業者呼び掛けるとともに、焼却施設での水銀、鉛が含まれる製品の抜き取りを行う。 また、飛灰に含まれる水銀、鉛などの重金属の含有量及び溶出量の検査頻度を増やし（年1～2回→年12回）、薬剤（新田）又はセメント（亀田）の添加量の適正化と監視強化に努める。		